



# 上場会社監査事務所 登録制度

上場会社監査事務所における監査の品質の向上を目指して

日本公認会計士協会は、社会的に影響の大きい上場会社を監査する事務所の監査の品質管理体制を強化し、資本市場における公認会計士監査の信頼性を確保するために、本年4月1日から、上場会社監査事務所登録制度を導入いたします。

平成19年4月1日スタート



JICPA

# 上場会社監査事務所 登録制度とは

1. 上場会社監査事務所登録制度とは、上場会社(現在、約3800社)を監査している事務所(現在、約270事務所)に対して、協会の品質管理委員会に設ける「上場会社監査事務所部会」に登録を義務付け、登録監査事務所の品質管理体制への指導・監督を強化し、公認会計士監査の信頼性の向上を図ることを目的としております。
2. 協会は、平成11年以来、品質管理委員会に専属の品質管理レビューアーを常駐させ、レビューアーが監査事務所に直接出向き品質管理体制をレビューし、その結果に基づき監査の品質管理の状況について指導・監督を実施してきました。  
今回、この品質管理レビュー制度に登録制度を組み入れることとし、品質管理レビューを通じて、事務所の品質管理の状況等に相当な疑念があると認められた場合には、その程度に応じて次の4種類の措置を講じることにより、監査事務所の品質管理体制の一層の改善を促すことといたします。

## 注意

継続的専門研修(公認会計士は年間40単位以上の研修が義務付けられている。)に追加して特定科目の受講を指示

品質管理レビューと通じて指摘した限定事項等の概要の開示

登録の取消しとその旨の開示

3. 一般に公開される名簿は次の3種類となります。

### (1)上場会社監査事務所名簿

登録が認められた上場会社監査事務所

(注) 本年4月1日制度発足時の上場会社監査事務所は、経過措置として書類の審査・審議のみで登録を認めます。そこで、協会は、平成19年度中に登録監査事務所の一斉チェックを実施し、措置等を講じることにより、平成20年度末までに登録監査事務所の品質管理体制を一定以上の水準に引き上げるよう、取り組みます。

### (2)未登録監査事務所名簿

登録を申請しない事務所、登録が認められなかった事務所、又は措置等により登録が取り消された事務所

### (3)準登録事務所名簿

上場会社を監査していないが、上場会社を監査する意向があることから準登録事務所として登録している事務所(任意登録)

4. 上場会社監査事務所名簿では、次の情報が閲覧できます。

事務所名称、代表者、直近の品質管理レビュー実施時期等

事務所を代表する理事長などが、当該事務所の策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続等を遵守する旨の誓約書

品質管理のシステムの方針及び手続の概要

事務所の沿革、連絡先、常勤の所属公認会計士数、監査対象会社数などの事務所概要

措置のうち、限定事項等の概要の開示、又は登録取消しを受けた場合にはこれらの概要

行政処分や協会の懲戒処分を受けた場合にはその概要

なお、上記、及び の情報は、事務所の提出情報をそのまま開示しますので、その内容に関する責任は各監査事務所にあることをご了解願います。

5. 平成19年4月1日現在、上場会社を監査している事務所については、提出書類の審査・審議により登録を認めます。一方、4月2日以後新たに上場会社との監査契約を締結する事務所は、最初に実施する上場会社監査業務に対する品質管理レビューを実施し、品質管理体制が一定の水準にあることを確認の上、登録を認めることとなります。

6. 協会は、監査に関する品質管理基準が平成19年3月決算から適用開始となったこと、上場会社監査事務所登録制度の発足に当たり経過措置で書類の審査・審議のみの登録を認めたこと、などを踏まえ、平成19年度に登録監査事務所に対して一斉チェックを実施し、一定期間内に改善できない事務所には措置を講じます。

結果として、平成20年度末までには、登録監査事務所は、一定の水準を超えた監査の品質管理体制が整備・運用されている事務所となり、上場会社監査事務所登録制度は公認会計士監査の信頼性の確保に大きく貢献するものと考えております。



# 上場会社監査事務所 登録イメージ

公認会計士 約17,250名 (監査法人167法人)

品質管理レビュー対象の監査事務所 約440事務所

上場会社監査事務所 約270事務所  
(これには監査法人130法人(その公認会計士約8,200名)を含む)

公認会計士法上の  
大会社等 約5,500社

上場会社  
約3,800社

監査

監査

登録

品質管理  
レビュー

品質管理委員会

義務違反の事務所は、  
登録取消し等の措置

日本公認会計士協会

## 上場会社監査事務所部会

### <公認会計士法上の大会社等を監査する品質管理レビュー対象事務所の主な義務>

- ・自らが策定した品質管理のシステムに関する方針及び手続の遵守
- ・事務所の使用人に対しても、品質管理システムを遵守するよう指導監督
- ・協会品質管理レビューを受ける義務、レビュー結果に基づき一定期間内に改善措置を講じる義務、協会レビューへの全面協力義務

+

### <上場会社を監査する登録監査事務所としての主な義務>

- ・上場会社監査事務所名簿、上場会社監査事務所概要書、品質管理システム概要書の開示を受け入れること
- ・品質管理レビューを通じての措置、あるいは行政処分等を受けた場合の取扱いが通知されたときに、これを受け入れること 等

品質管理審議会

監視業務に加え、登録の可否の審議・決定、登録監査事務所に対する措置の審議・決定等

審査・検査

公認会計士・監査審査会

注:公認会計士・監査法人の数は本年3月現在



# 3種類の名簿

JICPAのホームページ [上場会社監査事務所名簿]

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	品質管理レビュー情報	措置	懲戒	その他	情報更新日
監査法人	法人	監査 郎	東京都	<a href="#">誓約書</a> <a href="#">QC概要書</a>	レビュー:2006年7月 フォロー:2007年5月		合併あり	2007/06/01
太郎事務所	個人	太郎	県	<a href="#">誓約書</a> <a href="#">QC概要書</a>	レビュー:2006年10月 フォロー:2007年7月	あり		

**上場会社監査事務所概要書**

- 事務所の所在地等 (TEL,FAX,電子メール,ホームページ <http://www...>)
- 事務所の沿革 (設立年月日など)
- 社員数など
- 監査対象上場会社数

**措置:品質管理レビューによる限定事項等概要の開示理由など**

**品質管理システム概要書**

- 品質管理に関する責任
- 職業倫理及び独立性
- 監査契約の新規の締結及び更新
- 監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任
- 業務の実施
- 品質管理のシステムの監視 など

- 名簿のご利用に当たって
- 上場会社監査事務所の概要、品質管理システムの概要は、各監査事務所が自己の責任の下に作成し、提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会又は品質管理審議会がその開示内容に保証を与えるものではありません。
  - 準登録事務所は、品質管理レビューによるチェックを一切受けていない事務所を含みます。
  - 各名簿の一覧は絞り込み検索が可能です。例えば、措置や懲戒を受けた事務所だけを抽出し閲覧できます。

JICPAのホームページ [準登録事務所名簿]

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	その他	情報更新日
監査法人	法人	子	東京都	<a href="#">誓約書</a> <a href="#">QC概要書</a>	本登録申請中 2007/06/01
次郎事務所	個人	次郎	県	<a href="#">誓約書</a> <a href="#">QC概要書</a>	2007/06/01

JICPAのホームページ [未登録監査事務所名簿]

事務所名称	組織形態	代表者	所在地	掲載する事由	事由発生年月日	開示期間
××監査法人	法人	×××郎	東京都	登録申請義務違反	2007/09/15	申請義務を履行するまで
××三郎 ××事務所	個人	××三郎	××県	登録の取り消し	2008/02/15	上場会社と監査契約を解消するまで



JICPA

## 品質管理レビュー上の扱いと、上場会社監査事務所登録制度上の措置との関係

レビュー上の扱い	措置	第二段階：フォローアップ・レビューの結果	
		改善なし	改善済み
1. レビュー拒否又は非協力	登録の取消しの検討	-	-
2. レビュー結論： 「否定的結論」	否定的結論となった限定事項等の概要の公表	登録の取消し	開示の取り止め
3. レビュー結論： 「限定事項付き結論」 重要な限定事項	当該限定事項等の概要の公表の検討	登録の取消しの検討	開示の取り止め
上記 に該当しない場合	なし	当該限定事項等の概要の公表。 ただし、再度の勧告への改善が十分ではない場合、登録取消しを検討。	-
4. レビュー結論： 「限定事項のない結論」であるが、その他の改善勧告事項あり	なし	注意又はCPE履修指示。 ただし、再度の勧告について改善が十分ではない場合、当該改善勧告事項の概要の公表を検討。	
5. 規約違反 報告書遅延	注意	-	-
報告せず	他の措置の検討	-	-

注1：これら措置は重ねて行うことが可能であり、例えば、限定事項等の概要公表を行う際には、併せて注意やCPE履修指示の措置を講じることができる。

注2：レビュー結論には、限定事項のない結論、限定事項付き結論、否定的結論の3種類がある。また、結論の表明を差し控えるべき場合がある。



## Q1 日本公認会計士協会とは、どのような位置付けの団体ですか？

日本公認会計士協会とは、公認会計士法に基づき、公認会計士と監査法人の指導、連絡及び監督などを行うことを目的に設置されている団体であり、公認会計士と監査法人は協会へ強制入会となっています。

協会は、昨今の一連の会計不詳事により、社会から公認会計士監査の信頼性が問われており、その説明責任を果たすとともに、速やかに自主規制機能を強化することが求められております。

## Q2 上場会社監査事務所に新たに登録を求めるとのことですが、一方で、公認会計士は既に協会へ登録しているはずであり、この関係をどう考えればよいのですか？

公認会計士となるためには、公認会計士法に基づき、公認会計士名簿に登録（いわゆる開業登録）しなければなりません。公認会計士登録し、かつ、協会の会員でなければ、公認会計士業務は一切実施できません。監査法人の場合は、登録制ではなく届出制ですが、やはり公認会計士法に基づき、協会の会員である必要があります。

さて、上場会社監査事務所の登録制度とは、これら協会会員（すべての公認会計士と監査法人）のうち、上場会社を既に監査している事務所（公認会計士と監査法人）に対して、協会会則にて、上場会社監査事務所部会への登録を求める制度です。





### Q3 上場会社監査業務は、上場会社監査事務所部会へ登録している事務所でなければ、実施できないのですか？

上場会社監査事務所名簿に記載されていない監査事務所が上場会社の監査を行うことは、法律上、直接的に禁止されておられません。ただし、上場会社監査事務所登録制度は、会員総意により変更した協会会則に基づく制度であり、すべての協会会員は公認会計士法及び会則により、会則遵守義務が課されております。上場会社を監査している事務所であるにもかかわらず、一定期間内に登録を申請しない等の事務所は、未登録監査事務所名簿に掲載され、制裁的に開示されます。

### Q4 登録監査事務所が監査している各上場会社に対する監査意見が保証されていると理解してよいのですか？

(1) 上場会社監査事務所登録制度は、登録した監査事務所の品質管理体制が一定水準にあることを、品質管理レビュー実施時点に確認したことを社会に開示するもので、個々の監査業務の監査意見の妥当性を保証する制度ではありません。

登録した監査事務所に対して実施される品質管理レビューは、あくまで、事務所の監査の品質管理体制について整備・運用状況をチェックする制度ですので、チェックに当たってはいくつかの個別監査業務をサンプリング抽出し監査意見の形成過程の妥当性を品質管理の観点から検討してはおりますが、その結果、相当の不備はないという結論が出たとしても、このことをもって、当該事務所が実施するすべての個別監査業務が妥当であるということは保証できません。

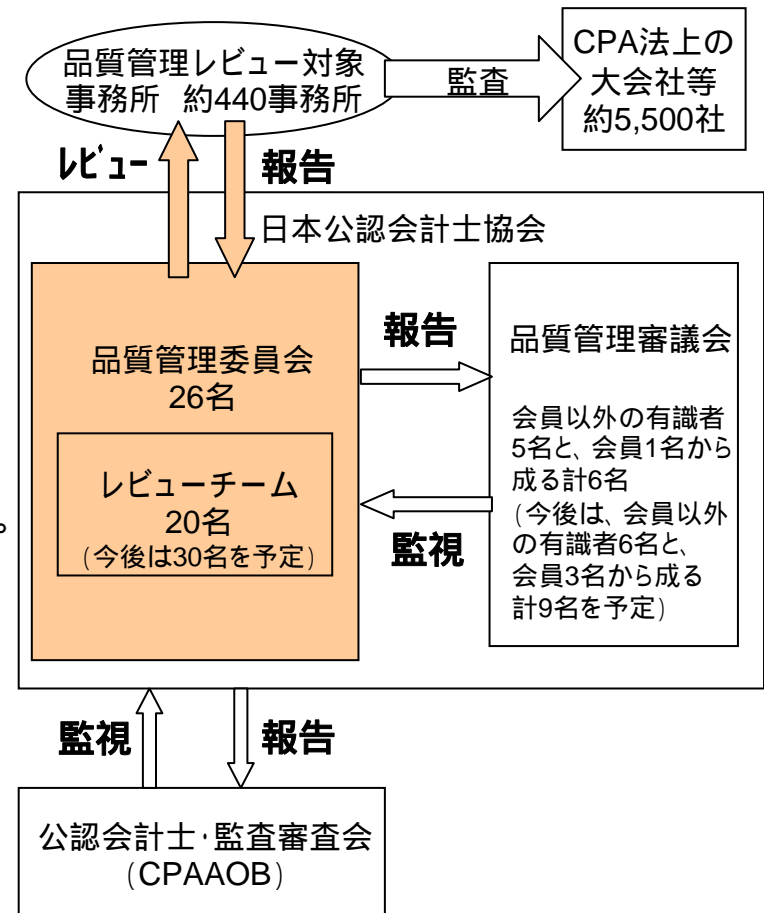
(2) 登録監査事務所の品質管理体制が一定水準以上にあるということは、各監査業務に対する品質管理のシステムがきちんと整備され、有効に運用されているということを示しております。

つまり、当該登録監査事務所では、個別の監査業務で不適切な意見を表明するという可能性が低く抑えられている状況にあり、被監査会社において不適切な会計処理が行われたとしてもその影響が質的にも量的にも相対的に低い段階で発見できる環境が整っていると言えることから、本制度は公認会計士監査の信頼性向上に大きく寄与するものと考えております。



## Q5 上場会社監査事務所登録制度の基礎となる、品質管理レビューとは、どんな制度ですか？

- (1) 協会の品質管理レビュー制度とは、原則3年に一度、対象事務所における監査の品質管理の状況をチェックする制度です。平成11年に協会の自主規制の制度として導入された制度であり、平成15年改正公認会計士法により法的な制度と位置付けられ、対象事務所が上場会社から同法の大会社等にまで拡大されております。
- (2) 品質管理レビューの目的とは、品質管理の基準に準拠して、監査事務所が品質管理のシステムの方針と手続を整備し、個々の監査業務の遂行に当たってそれらの方針と手続を適切に運用することにより、不適切な監査意見を表明するリスクに適切に対処しているかどうかを評価するものです。
- (3) 品質管理レビューの結果、改善が勧告された監査事務所は、一定期間内に改善に取り組み、改善状況を報告する義務があります。
- (4) 品質管理レビューは、監査事務所の品質管理の状況をチェックする制度であり、個別会社に対する監査意見の妥当性を直接に問題にするものではありませんが、レビューの過程で重大な疑念があれば会長に報告します。会長は、これを受け監査業務審査会(個別会社の問題事案を調査する機関)への回付等を行います。
- (5) 協会の品質管理レビュー制度は、行政機関である公認会計士・監査審査会の監視を受けております。  
 監査事務所をチェックする制度は諸外国にもあり、会計士団体以外の第三者機関が直接チェックするタイプと、会計士団体が行うチェックを第三者機関が監視するタイプの2つがあります。前者はアメリカ・イギリスなどで、後者は我が国をはじめフランス・ドイツ・スペインなどで採用されております。



## Q6 最初の名簿の開示時期は、いつ頃ですか？

### (1) 名簿の開示時期

本年4月1日時点で上場会社との監査契約を締結している監査事務所は、会則規則上は本年7月15日が申請締切りとなっております。

上場会社監査事務所名簿は、3月決算会社の監査人が選任される時期に、市場関係者の関心が高まることが予想されます。したがって、上場会社監査事務所名簿の公開を開始する時期につきましては、本制度が資本市場における公認会計士監査の信頼性を確保するためのものであるという趣旨を踏まえ、3月決算会社の株主総会が集中する前の5月下旬あたりに、まずは中間的な名簿を公開することとし、7月15日の登録申請締切り後に最終的な名簿を公開する予定です。

### (2) 今後の予定

- 4月2日 上場会社監査事務所の登録申請について最初の受付開始（4月17日〆切り）
- 5月中旬 品質管理審議会にて登録の審議決定
- 5月下旬 第1回目の上場会社監査事務所名簿ホームページ掲載
- 7月15日 4月1日時点での上場会社監査事務所の登録申請について最終的な〆切り
- 7月下旬 品質管理審議会にて登録の審議決定
- 8月上旬～中旬 第2回目の上場会社監査事務所名簿ホームページ掲載、及び未登録監査事務所名簿ホームページ掲載

# 「信頼を築き」そして「信頼される」 公認会計士へ

## 公認会計士の使命

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする。

(公認会計士法 第1条)

終了